

第4回定例会会議録

令和5年12月4日（月）

開 会 午前10時00分

○議長（荻原謙一君） おはようございます。本会議に先立ちまして、五味高明議員が長野県町村議会議長会表彰の栄に浴され、表彰状が届いておりますので、この場にて伝達いたします。

よって、定例会の開会時刻を若干遅らせますが、ご了承を願います。

今回の表彰は、町村議会議員として10年以上在籍し、多年にわたり地域の振興、発展に寄与された功績のあった議員に送られるものであります。

○議会事務局長（柳澤俊義君） それでは、五味議員、前にお進みください。

（荻原謙一議長 表彰状代読）

五味議員におかれましては、誠におめでとうございました。それでは、席にお戻りください。

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（荻原謙一君） これより、令和5年第4回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側は木内会計課長、体調不良のため、欠席する旨の連絡がありました。代わりに市川会計係長が出席します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（荻原謙一君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

柳澤議会事務局長。

（議会事務局長 柳澤俊義君 登壇）

○議会事務局長（柳澤俊義君） 書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

令和5年12月4日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案14件、報告1件が提出されています。
2. 本定例会に山本今朝和議員ほか1名から議案1件が提出されています。
3. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、森泉謙夫議員ほか8名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから12ページまでは、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

13ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしますので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（荻原謙一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

池田るみ議会運営委員長。

（議会運営委員長 池田るみ君 登壇）

○議会運営委員長（池田るみ君） それでは報告いたします。

11月27日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和5年第4回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定いたしましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案14件、報告1件の計15件であります。また、山本今朝和議員ほかから議案1件が提出されています。一般質問の通告者は9名であります。

9月定例会以後、提出された陳情、請願はありませんでした。

これにより、会期は、本日より12月12日までの9日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号 1、14 ページをご覧ください。

令和 5 年第 4 回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日	1 2 月	4 日	月曜日	午前 1 0 時	開会 諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集の挨拶 議案上程、議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日	1 2 月	5 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 3 日	1 2 月	6 日	水曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 4 日	1 2 月	7 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 5 日	1 2 月	8 日	金曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 6 日	1 2 月	9 日	土曜日		休会
第 7 日	1 2 月	1 0 日	日曜日		休会
第 8 日	1 2 月	1 1 日	月曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日	1 2 月	1 2 日	火曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

15 ページをお願いいたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 7 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室

1 2 月 8 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室

町民建設経済常任委員会

1 2 月 7 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

1 2 月 8 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室

全員協議会開催日程

1 2 月 1 1 日 月曜日 午前 1 0 時 委員会室

以上で報告を終わります。

○議長（荻原謙一君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より12月12日までの9日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12月12日までの9日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（荻原謙一君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

8番 山浦久人議員

9番 茂木重幸議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（荻原謙一君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和5年第4回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

先日、来年度から5年間の主な事業の予算規模について各課が記す実施計画の理事者ヒアリングが行われました。9月議会までに議会で提案された事業も含めて、幾つか述べてまいりたいと思います。

まずは、保健福祉課健康推進係から、带状疱疹の任意予防接種に係る費用の助成事業であります。

この件につきましては、池田るみ議員から御提案があったところではありますが、私も、お中高年の方にいろいろとお話を伺ってくる中で、带状疱疹に罹患し、強い痛みが長期間継続したり、治っても後遺症が残るケースが少なくなく、かなり多く

の方がご苦労されていることを改めて認識いたしました。

そういったことから、国の定期接種化を待つことなく、来年度当初から、町独自の助成事業を新設することを決断いたしました。町内の50歳以上の方を対象に、費用の安い水痘生ワクチンだけでなく、費用が高い上に2回接種が必要な不活化ワクチンについても、費用の2分の1を助成するものであります。

県の補助もうまく活用させてもらいまして、予算が膨らみ過ぎないように工夫してまいりたいと考えております。带状疱疹に苦しむ方が少しでも減っていくように、周知についてもしっかりと努めてまいります。

次に、同じく保健福祉課の介護高齢係が所管する高齢者生活応援券事業についてであります。

本事業は、昨年度、令和4年度に開始し、6月に町内で使える商品券5,000円分をお送りし、7月から9月の利用期間でお使いいただいております。今年度で2年目となります。65歳以上の高齢者の皆さんの生き生きとした暮らしを応援するとともに、町内事業者の売上げアップにも貢献する事業です。

一方で、介護保険事業では、同じく65歳以上である第1号被保険者が支払う介護保険料が、来年度から引上げとなりそうな情勢であります。介護保険制度は、国が定める項目以外で一般会計からの繰入れを禁止されておりますけれども、何とか高齢者の皆さんの負担を引き下げたい。よって、介護保険料の引上げに見合う金額分、高齢者生活応援券を増額する方向としたいと存じます。

現在、第9期介護保険計画の策定作業を行っております。これは、来年度以降3年間の計画でありますけれども、この新しい介護保険料が設定されますので、その結果をにらんで、応援券の増額幅を検討してまいりたいと考えております。

町民課からは、雪窓、やまゆりの両保育園の大規模改修についてご説明いたします。

雪窓保育園では、特に厨房の老朽化が進んでおり、現況の設備ではアレルギー食への対応にリスクがあることや、設備が狭いことにより、調理員の余計な手間がかかるなどの問題が生じております。また、現況では、職員の更衣室がないなど、大変気の毒な状態でもあります。

令和6年度、来年度には、現在の厨房を使い続けながら、現在の一時保育室や倉庫の位置に新しい厨房をまず設置します。新しい厨房の完成後は、元の厨房の位置

を中心に、一時保育室や倉庫を再度設けた上、新たに会議室、更衣室、休養室、トイレを設ける計画であります。令和7年度以降も、屋根や外壁の塗装、保育室の床の改修などを進めてまいります。

やまゆり保育園でも、雪窓保育園と同様の趣旨で、更衣室、会議室、倉庫等を新たに増築する考えであり、来年度であります令和6年度に詳細設計を行い、令和7年度に増築工事を実施、令和8年度には外壁と屋根の塗装を実施してまいります。

二つの保育園それぞれで、子供たちの環境と職員の働きやすさの両方を向上させる取組を進めてまいります。

総務課からは、カーブミラーの新設・修繕に関わる予算の増額についてです。

交通安全環境の改善に向けて、狭い道路の多い御代田町では、カーブミラーの役割は大きなものでありますけれども、予算が十分でなく、交通安全協会の皆さんの現場確認等により、優先順位をつけて対応せざるを得ない状況でした。昨年からは、各区長さんのご協力も得て、破損に関する情報収集を進めたこともあり、新規設置・修繕とも大きく増える見込みです。また、道路の線形が変わるなどして不要となるカーブミラーに関しては、順次、撤去も進めてきております。

さらに、人口が増えていく中で、新しい住宅地にも設置を進めていかななくてはならない状況です。カーブミラーに関する予算は、平成23年度までは僅か40万円で、その後100万円程度まで増額してきましたわけではありますが、来年度からは500万円まで増額して、徹底した交通安全対策を進めてまいります。

総務課からもう一つ、役場の宿直の委託化についてであります。

宿直業務は、平日・休日とも防犯上の都合から、男性職員に限り2人体制で当たっているところでありますが、役場業務の多忙化が進む中、宿直翌朝の明け番を休みにすることができないケースが増えてきておりまして、職員の健康面への影響が心配な情勢です。

そういったことから、来年4月をめどに、宿直業務を民間委託する方向で検討しております。課題の抽出や業務へのならしを目的に、年明けから研修を実施していくこととしております。職員への手当支給よりも費用はかかりますが、めり張りのついた業務推進に向けて努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

産業経済課からは、緩衝地帯整備事業の新設についてであります。

昨年度、いわゆる1,000m林道の蟻ヶ沢地区で、ツキノワグマとの遭遇による人身事故が発生したのは、皆様もご記憶のとおりかと思えます。また、例年、熊の目撃情報が町内で多数寄せられている状況であります。1,000m林道の蟻ヶ沢地区から船ヶ沢地区にかけては、熊の移動経路となっていることが分かっています。

熊は、人間の存在に近づくと自分から逃げていく習性を持っておりますが、視覚的に人間が見えない場合は、出会い頭の遭遇のリスクが高まります。そういった事情から、林道沿いの山林の下草、灌木を除去することで、緩衝地帯を設ける事業を来年度から始めたいと考えております。県の森林づくり県民税も活用しながら進めてまいります。

また、詳細はこれからとなりますが、教育委員会所管の中学校の部活動地域移行については、指導員の体制が整った部から地域クラブへの移行を進めていく基本的な方針を定め、まずは、お願いできる指導員の確保を進めている状況であります。

これまでもそうですけれども、予算等は来年の3月議会当初予算において、議会にお諮りしたいと考えております。

また、新たな体育館やトレーニング施設の前提となる文化財、これは主に埋蔵文化財ですけれども、文化財の収蔵庫建設については、これまで時間がかかっておりましたけれども、可能な限り来年度に着手できるよう準備を進めているところであります。

以上、実施計画に関して、来年度開始を中心に事業についてお話をしてまいりました。具体的には、来年3月の当初予算に盛り込んでいくこととなりますので、ご審議を頂ければと存じます。よろしく願いいたします。

さて、産業経済課における原油価格・物価高騰の影響に伴う経済対策事業について申し上げます。

原油価格・物価高騰により経済的に影響を受けている町内の事業者及び農業者に対し、経営等の支援を目的として、9月1日から、事業者向け、農業者向け原油価格・物価高騰対応給付金の申請を受付しております。

現在の状況であります。12月2日現在で、335事業者と137農業者から申請を受けております。これらの申請期限は、12月22日金曜日までとなっておりますので、対象となる事業者、農業者で申請がお済みでない方は、お早めの手続

をお願いいたします。

続いて、令和5年度の町単独道路新設改良事業、いわゆる道路整備3億円事業の進捗状況について報告いたします。

本年度におきましては、これまで三ツ谷区で雀ヶ谷2号線、西軽井沢区で東台20号線、清万区で清万南ヶ原線支線、馬瀬口区で東原郷戸線、栄町2区で上橋沢2号線と水原1・2号線、また、豊昇区赤代宮平線の7路線が竣工しております。

そして、現在は、西軽井沢区と栄町2区に係る水原七口線、清万区と一里塚区に係る清万一里塚線、また、児玉区の東林4号線の3路線に着手しております。総延長は1,588mで、1億3,600万円の工事を発注しており、予算額2億644万円に対する執行率は66%となっております。

12月以降は、馬瀬口区の根岸向端線、平和台区の平和台区内線、寺沢区の川原田寺沢線の3路線を予定しており、3月末までには、現在予定しております工区全てが完了する予定です。

各地区の生活道路の整備が着実に進められていることをご実感いただいていることと存じます。道路改良には終わりがないので、来年度も着実に、これまで直ってこなかった道路について、さらに新設改良を進めてまいります。

次に、今回、増額補正を計上しておりますふるさと納税について申し上げます。

ふるさと納税につきましては、本年10月に国の制度一部改正がありました。主なものとして、もともと寄附額の50%までに抑えなければならないと定められていた経費に、人件費や寄附証明書の郵送料を含めること、また、熟成肉や精米についての指定基準の厳格化が求められました。この制度改正に伴い、寄附額の増額の対応や取り扱えなくなる返礼品が出てくることなど、多くの自治体で影響を受けることとなってまいりました。

ただ、御代田町では、これまでも経費の中に各種費用を含める方針を取ってきたため、この改正の影響を受けることはありませんでした。つまり、10月以降も寄附額を増額しなければならなかったり、今回の改正を基に、取り扱えなくなる返礼品が出てくるということもございませんでした。ただ、メディア各社がふるさと納税の制度改正を大きく取り上げたことによりまして、9月末に駆け込みの寄附をする傾向が見られたところであります。

また、当町といたしましても、4月からビール3種の飲み比べセットやサウナつ

き宿泊施設の宿泊券など、魅力ある新たな88種類の返礼品登録を行ってきた結果、10月末現在で2億6,135万6,000円の寄附を頂いております。前年同期が1億5,411万7,000円でしたので、およそ1.7倍の寄附額となっているところでもあります。

今回の補正予算では、当初予算の5億円を上回る6億円の寄附を見込みまして、1億円の増額計上をしたところでもあります。年末から、さらに年度末に向けてPRを強化することとしまして、より一層の寄附の増収を目指してまいります。

さて、本定例会に提案させていただきました案件は、専決処分事項の報告1件、人事案1件、規約の変更1件、事件案1件、条例案5件、補正予算案6件の件15件です。

専決処分事項の報告については、町道向原西ノ畑線における車両損傷事故に係る損害賠償についてであります。

こちらは、8月2日に発生しました自動車のタイヤパンク事故について、修理費の一部を全国町村会総合賠償保険から支払うことで示談が成立し、専決処分した旨を報告いたします。

人事案の1件については、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

こちらは、地方税法の規定に基づき、当町は3名の委員を選任しております。そのうち1名の任期が12月31日をもって満了となるため、同委員の選任について、議会の同意をお願いするものです。

規約変更案の1件については、浅麓環境施設組規約の変更についてです。

こちらは、下水道処理施設の財産処分に伴い、組合が共同処理する事務から、下水道汚泥処理施設の設置及び管理についてを削除するための一部改正です。

事件案の1件については、訴訟上の和解についてです。

こちらは、令和3年7月1日開催の議会臨時会で議決を頂いておりました開発行為届出不勧告通知無効確認等請求事件において、相手方2者のうち1者と和解することについて、議会の議決を求めるものです。

条例案の5件についてであります。この条例案の5件のうち、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につ

いてまでの4件については、令和5年人事院勧告に伴う一部改正を行います。

このうち、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、本年4月に遡り、平均3,104円の給料表の改正と、期末手当及び勤勉手当の支給月を0.05か月ずつ引き上げる改正となっております。

また、御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案については、個人番号カードの利便性の向上のため、個人番号カード所有者について、電子証明書のスマートフォンの移動端末設備への搭載が可能になることに伴う改正です。

続いて、補正予算案の5件について申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出それぞれ1億8,240万円を増額し、合計90億4,514万円とするものです。

歳入では、ふるさと納税寄附金の増収が見込まれることから1億円の増額、都市構造再編集中支援事業として、実施予定の町道南浦4号支線道路新設工事に係る国庫補助金として2,250万円の増額、また、財産収入では、町有地である平和台児童館跡地の売却が見込まれることから1,409万円の増額が主なものとなります。

歳出では、防犯カメラの設置工事について、南小学校、北小学校、雪窓・やまゆりの両保育園、大林・東原の両児童館及び役場庁舎を対象としまして、合計582万円を計上しております。

防犯カメラについては、赤田憲子議員から数度にわたってご質問いただきましたが、国等の補助金が得られることが判明した箇所から順次進めてまいります。

また、先ほど歳入でも申し上げましたが、町道南浦4号支線の道路新設事業費として4,500万円の増額、また、来年度に予定しておりました職員駐車場予定地について、本年度中に購入できるめどが立ったことから、土地購入費として4,962万円の増額などが主なものとなっております。

また、特別会計では、国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）ほか4会計につきまして、保険料の確定などから総額3,506万円の増額をお願いしました。

以上、概要を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明

いたしますので、ご審議を頂き、原案どおりのご採決を頂けますようお願いを申し上げまして、令和5年第4回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（荻原謙一君） これより議案を上程します。

―――日程第5 報告第7号 専決処分事項の報告について（町道向原西ノ畑線における
車両損傷事故に係る損害賠償について）―――

○議長（荻原謙一君） 日程第5 報告第7号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書4ページをご覧ください。

報告第7号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の5ページをご覧ください。

専第9号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、町道向原西ノ畑線における車両損傷事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり専決処分する。

令和5年10月31日 専決

御代田町長 小園拓志

1、事故発生日時は、令和5年8月2日、午前7時頃です。

2、事故発生場所は、北佐久郡御代田町大字草越字西ノ畑843番1地先（町道向原西ノ畑線）です。

こちらは、向原霊園から東に150mほど草越区方面に向かった箇所でございます。

3、事故の概要ですが、先ほどの事故発生日、場所において、被害者が車を運転していた際、対向車が来たため左に寄ったところ、堆積土砂と雨の影響で外れていた道路側溝の蓋を踏み、左前輪タイヤがパンクしました。

4、損害賠償額につきましては、修理費として1万9,745円です。そのうち、町が7,898円、4割を全国町村会総合賠償補償保険で対応させていただきました。残りの1万1,847円、6割は相手方が負担いたしました。

今回の事故の原因は、豪雨により大量の土砂が側溝内に流れ込み閉塞し、蓋が押し上げられた状態になったのが一因と考えられます。現在は、側溝内の土砂を撤去し、閉塞も解消しております。職員による週1回の道路パトロールにより、危険箇所早期発見に努めてまいります。

報告は以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第6 議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書6ページをご覧ください。

議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記としまして、氏名、土屋和明氏です。

住所、生年月日は記載のとおりであります。

令和5年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

当町は、地方税法の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された評価価格に関する不服申立て等を審査決定するため、3名の委員を選任しております。そのうち1名の任期が本年12月31日をもちまして満了となるため、同人を選任するものでございます。

土屋氏は元町職員で、税務課資産税係長として固定資産税の賦課業務や固定資産評価審査委員会に対する審査申出等の業務を担当した経験から、固定資産の評価に精通しており、固定資産評価委員に適任であることから、今回、選任について議会の同意をお願いいたします。

同意を頂けましたら、新たな任期は来年1月1日から令和8年12月31日までの3年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第91号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第7 議案第92号 浅麓環境施設組合規約の変更について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第7 議案第92号 浅麓環境施設組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書 7 ページをご覧ください。

議案第 9 2 号 浅麓環境施設組合規約の変更について

浅麓環境施設組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

御代田町長 小園 拓志

次の 8 ページをご覧ください。

本規約の改正は、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町が共同処理していた浅麓汚泥再生処理センターの下水道汚泥処理施設について、施設の老朽化等を理由に令和 5 年 3 月に財産処分が完了したため、本規約の共同処理する事務から下水道汚泥処理施設の管理運営に関するものを削ります。

また、関連条項の変更及び字句の修正を行うものでございます。

浅麓環境施設組合規約の一部を改正する規約案の改め文です。

浅麓環境施設組合規約の一部を次のように改正する。

以下、改正文を読み上げますが、新旧対照表をご覧くださいのほうが分かりやすいかと思しますので、9 ページをご覧ください。

第 3 条第 1 項中「次の表の右欄に掲げる市町に係る同表の左欄の事務」を「し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務」に改め、同条の表を削り、同条第 2 項中「前項の各号」を「前項」に改める。

第 7 条第 3 項中「事故あるとき」を「事故があるとき」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「第 3 条第 1 項に掲げる事務に関する経費について、施設規模割 5 0 パーセント、処理実績割 5 0 パーセント」に改め、同項各号を削り、同条第 3 項中「各号」を「前項」に改める。

附則、この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第92号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第92号 浅麓環境施設組合規約の変更については、原案のとおり決しました。

―――日程第8 議案第93号 訴訟上の和解について―――

○議長(荻原謙一君) 日程第8 議案第93号 訴訟上の和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

(建設水道課長 小林 靖君 登壇)

○建設水道課長(小林 靖君) それでは、議案書11ページをご覧ください。

議案第93号 訴訟上の和解について

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、別紙のとおり訴訟上の和解に
応じることについて、議会の議決を求めます。

令和5年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の12ページをご覧ください。12ページ、13ページが和解案となっております。

本件は、町内に山林を所有する二つの事業者から、平成30年11月2日付で、山林面積4,285m²を分筆するという開発行為届出書が提出されました。届出書の内容は、隣接する土地所有者との土地交換並びに当社所有山林の流動化促進及び保有資産価値向上のための分筆登記のみという説明でした。

しかし、分筆の形状が宅地に適していること、そのうちの2筆が、僅か3か月で宅地並みの価格で売却されたことから、町は事業者に対し、御代田町環境保全条例に基づく宅地造成を伴う開発行為届出書の提出を求めましたが、求めに応じてもらえなかったため、民事調停を申し立てました。しかし、ここでもお互いの主張が平

行線で折り合いがつかなかったため、令和3年7月1日に、議会臨時会において訴訟案件について上程し、議決を頂きました。

本訴を令和3年10月29日に長野地方裁判所に提出いたしました。

請求は損害賠償請求と不勧告通知が無効であることの確認としました。

令和4年3月4日に第1回口頭弁論が開催され、以降、令和5年10月19日まで12回の口頭弁論を経て、今回、相手方2者のうち1者と和解することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1の事件名ですが、開発行為不勧告通知無効確認等請求事件でございます。

2、管轄裁判所は長野地方裁判所です。

3、当事者につきましては、原告は御代田町です。被告については記載のとおりでございます。

4の和解条項でございますが、(1)被告及び利害関係人は、連帯して、原告に対し、別紙物件目録記載1から4の土地に関する道路後退費用及び下水道公共ます取り出し費用として、金218万5,665円の支払い義務があることを認める。

(2)被告及び利害関係人は、連帯して、原告に対し、前項の金員を次の期限及び金額のとおり、原告の指定する――これは町の口座になります――に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告及び利害関係人の負担とする。

ア、令和6年1月31日限り金72万6,269円。(別紙物件目録記載3及び4の土地関係)

イ、利害関係人が別紙物件目録記載1の土地を他に譲渡したときは、その不動産登記の受付日から1月以内金73万7,223円。

ウ、利害関係人が別紙物件目録記載2の土地を他に譲渡したときは、その不動産登記の受付日から1月以内金72万2,173円。

(3)利害関係人は、別紙物件目録記載1及び2の土地を他に譲渡したときは、原告に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(4)原告は、被告に対するその余の訴えをいずれも取り下げ、被告はこれに同意する。

(5)原告、被告及び利害関係人は、原告と被告及び利害関係人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(6)訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とするとされています。

14ページにつきましては、和解条項に記載されている別紙物件目録でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第93号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第93号 訴訟上の和解については、原案のとおり決しました。

―――日程第9 議案第94号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第9 議案第94号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書15ページをご覧ください。

初めに、資料の訂正をお願いいたします。

表題の次の行になります。一般職の職員の給与に関する条例、この次から始まります「の一部を改正する条例」、この部分を削除していただくようお願いいたします。訂正しておわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、議案第94号の説明をさせていただきます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和5年12月4日 提出
御代田町長 小園拓志

次の16ページからの改め文をご覧ください。

本案につきましては、令和5年人事院勧告に基づき、国に準じ人事院勧告どおり給料表の改定及び期末勤勉手当の支給月数を引き上げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、給料表の改定につきましては、1級、2級の若年層の給料月額を中心に1,000円から1万2,000円、平均3,104円、1.0%の引上げとなっております。

また、期末勤勉手当の支給月数を0.05月ずつ合計0.1月引き上げまして、年間4.5月とするものでございます。

また、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、0.025月ずつ合計0.05月引き上げ、年間2.35月にいたします。

改正条例の構成は2条立てとしておりまして、第1条では給料表の改定と令和5年度12月期の期末勤勉手当の支給月数を、第2条では、令和6年度以降の6月期と12月期の期末勤勉手当を平準化した支給月数に改めるよう定めております。

附則には、施行期日と給料の内払いについてを定めております。

議案書21ページから31ページまでは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第95号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第10 議案第95号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書32ページをご覧ください。

議案第95号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和5年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の33ページからの改め文をご覧ください。

本案につきましては、令和5年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例の改定に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の概要については、期末手当の支給月数について、0.1月を引き上げ、年間3.4月とするものでございます。

改正条例の構成は、一般職と同様に2条立てとして、第1条では、令和5年の12月期の期末手当の支給月数を、第2条では令和6年度以降、6月期と12月期の期末手当の支給月数を平準化するよう改めております。

附則には、施行期日と給与の内払いについてを定めております。

議案書34、35ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせをします。

(午前11時01分)

(休憩)

(午前11時10分)

○議長(荻原謙一君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

小林建設課長より発言の許可を求められていますので、これを許可します。

小林建設課長。

(建設水道課長 小林 靖君 登壇)

- 建設水道課長(小林 靖君) すみません、先ほど訴訟の案件についてご説明した際に、14ページの物件目録をご覧いただきたいのですが、この1から4の物件目録の中で、「北佐久郡」と表記するべきところ、「北佐久銀」と誤って表記してしまいました。訂正しておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

―――日程第11 議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

- 議長(荻原謙一君) 日程第11 議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

- 総務課長(荻原春樹君) 議案書36ページをご覧ください。

議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を、別紙のとおり提出する。

令和5年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の37ページ改め文をご覧ください。

本案につきましては、令和5年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例の改定に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の概要は、期末手当の支給月数について、0.1月を引き上げ、年間3.4月とするものです。

改正条例の構成は、一般職と同様、2条立てとして、第1条では令和5年の12月期の期末手当の支給月数を、第2条では令和6年度以降の6月期と12月期の期末手当の支給月数を平準化するよう改めております。

附則には、施行期日と給与の内払いについてを定めております。

議案書 38、39 ページは、新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 12 議案第 97 号 御代田町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 12 議案第 97 号 御代田町第 1 号会計年度任用職員の
報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題
とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書 40 ページをご覧ください。

議案第 97 号 御代田町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例案を、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の 41 ページ、改め文をご覧ください。

本案につきましては、令和 5 年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例の改
定に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の概要については、期末手当の支給月数について、0.05 月を引き上げ、
年間 2.45 月とするものでございます。

附則には、施行期日と給与の内払いについてを定めております。

議案書の 42 から 43 ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第98号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第13 議案第98号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する
条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） 議案書44ページをお開きください。

議案第98号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
案について

御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり
提出いたします。

令和5年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

45ページをお願いします。

本条例案は、デジタル社会形成基本法に基づき、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行うものです。

デジタル社会形成整備法による法律の改正のうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律において、個人番号カードの利便性の抜本的向上のため、個人番号カード所持者について、電子証明書のスマートフォンの移動端末設備への搭載が可能になることに伴う一部改正でございます。

改正内容でございますが、個人番号カードの電子証明書、特に利用者証明用電子

証明書をスマートフォンにも搭載するため、地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条に規定されていた利用者証明用電子証明書は、同法第35条の2に、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が追加され、個人番号カード用利用者証明用電子証明書と、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の2種類となり、それに伴い、用語の改正及び追加をします。

46ページは、新旧対照表となっております。

附則、この条例は交付の日から施行する。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第99号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）

について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第14 議案第99号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書47ページをご覧ください。

議案第99号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和5年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の49ページ、お願いいたします。

令和5年度御代田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,240万3,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,514万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の50ページからの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、議案書とは別資料になります3の1の資料番号1、一般会計補正予算内容のほうをご覧くださいと思います。

初めに、歳入の主なものから説明をいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金は、補正額3,897万8,000円の増額です。このうち、都市構造再編集中整備事業補助金2,250万円は、国の補正予算により、町道南浦4号支線の道路事業を行うため補助金の増額をするものです。

また、農村地域防災減災事業交付金740万円は、こちらも国の補正予算により、防災重点ため池である雪窓湖の地震耐性評価を実施するため補助金を増額するものでございます。

款16県支出金、項2県補助金は、補正額708万円の減額です。このうち、保育士加配支援事業補助金374万4,000円は、長野県の新設補助金で、0歳から1歳児の保育について、国の基準を超えて保育士を配置した場合、その人件費の2分の1の補助を受けられるため、こちらの補助金を新たに見込んでおります。

款17財産収入、項1財産売却収入は、土地売却収入として1,409万1,000円を増額するものです。旧平和台児童館跡地の土地鑑定価格を算出できたこと、それから、こちらの跡地にあるアスファルトやフェンスなどの撤去費用の積算ができたことから、売却収入のほうを見込んでおります。

款18寄附金のうち、ふるさと納税寄附金1億円の増額につきましては、10月までの寄附金の収入状況から、年度の総額6億円を見込みまして、増額したものでございます。

款22町債は、公共事業等債について、都市構造再編集中支援事業の町道南浦

4号支線、こちらの道路改良工事を増額補正するため、2,020万円を増額するものです。

歳入合計補正額1億8,240万3,000円となっております。

次の2ページをお願いいたします。歳出になります。

款2総務費、項1総務管理費は1億7,670万1,000円の増額で、このうち職員駐車場土地購入費4,962万1,000円は、年度内に駐車場用地の取得を進めるため、今回、増額をするものでございます。

また、ふるさと納税特定事業委託料は寄附金収入の増額補正に伴い、委託料などの経費について増額をしております。

款3民生費、項2児童福祉費は4,447万3,000円の増額で、保育士加配支援事業費補助金748万8,000円は、0歳から1歳児の保育について国の基準を超えて保育士を配置する場合の人件費の補助をするもので、町内の私立の保育園3園、こちらへの補助を見込んでおります。

また、新たに雪窓保育園、やまゆり保育園、東原と大林児童館、それぞれに防犯カメラを設置する費用についても、新たに計上をしております。

款6農林水産業費は、項3農地費で943万5,000円の増額です。こちら、雪窓湖地震耐性評価業務委託料ということで740万円、重点防災ため池である雪窓湖の地震耐性評価を実施するための予算を計上しました。

款7商工費は1,526万4,000円の減額で、こちらはUIJターン就業・創業移住支援金1,260万円を減額しております。こちら、交付対象世帯が確定したことから、今回、減額をするものでございます。

款8土木費、項2道路橋梁費は6,274万9,000円の増額で、都市構造再編集集中支援事業の道路改良工事費4,500万円、こちら、今回の国の補正予算により道路事業を実施するため増額をしております。

続いて、3ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費は718万2,000円の増額で、まず、備品購入費281万4,000円は、小中学校のGIGAスクール構想で使用しているパソコンについて、来年度、児童生徒数の増加によりましてパソコンの台数が不足する見込みであるため、今年度、事前に購入するものでございます。

また、南小学校、北小学校それぞれに防犯カメラを設置する費用につきましても、

今回、新たに補正予算の計上させていただいております。

款 1 1 災害復旧費は、項 1 農林水産業施設災害復旧費、それから、項 2 公共土木施設災害復旧費、ともに、8月の豪雨のときに被災した農地と道路関係箇所の災害復旧工事について計上するものです。

款 1 4 予備費は1億3,979万4,000円を減額しまして、歳入歳出を調整しまして、歳出合計補正額1億8,240万3,000円となっております。

もう一度、議案書に戻りまして、議案書の53ページ、お願いいたします。

第2表、債務負担行為補正になります。

こちらは、追加としまして、新たに債務負担行為を計上するものです。

職員駐車場造成工事費として、こちらは期間を令和5年度から令和6年度まで、限度額は1億6,000万円としています。こちら、令和6年秋までに駐車場と倉庫などを整備するに当たりまして、工期を確保するため、令和5年度中に契約をする必要があることから、新たに債務負担行為を計上するものです。

続いて、空中写真撮影業務委託料は、期間を令和5年度から6年度まで、限度額は1,200万円としています。空中写真の撮影に当たっては、天候に左右されない時期であり、日照による陰影が少ないことなどを踏まえまして、令和6年の5月頃に撮影したいと考えております。5月に撮影をするためには、令和5年度中に契約をして事前準備をする必要があるため、こちらも新たに債務負担行為を計上するものです。

続きまして、都市再生整備計画事業、道路新設（南浦4号支線）工事費は、期間を令和5年度から令和6年度まで、限度額は4,500万円としています。令和6年秋までにこちらも竣工させるに当たりまして、工期を確保するため、令和5年度中に契約をする必要があることから、新たに債務負担行為を計上するものでございます。

次に54ページ、ご覧ください。

第3表、地方債補正です。

こちらは地方債の変更になります。

公共事業等債は、都市構造再編集中支援事業の町道南浦4号支線、こちらの道路改良工事を増額補正するために、補正後の限度額を2億5,440万円として、補正前から2,020万円の増額をするものでございます。起債の方法、利率、償還

の方法については変更はありません。

説明については以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第100号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第15 議案第100号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の84ページをご覧ください。

議案第100号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和5年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

86ページ、ご覧ください。

令和5年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,727万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

87ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款5財産収入、項1財産運用収入2万1,000円の減額でございます。こちらは、基金預金利子の確定に伴いまして減額をするものでございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金7万円の増額でございます。こちらは、国が全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律で、子育て世帯の負担を軽減するため、出産予定月または出産月の前月及び翌々月までの間で、令和6年1月以降の国保税所得割及び均等割を軽減することといたしました。その軽減相当額が国庫支出金等交付金で一般会計に交付されるため、特別会計に繰り入れるものでございます。

歳入合計4万9,000円の増額補正でございます。

88ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費53万1,000円の増額でございます。こちらは、歳入で説明をいたしました産前産後の国保税減額に対応するためにシステム改修が必要となることから、補正対応をするものでございます。

なお、改修費につきましては、調整交付金対象経費ではございますが、システム改修が令和6年度まで継続いたしますので、交付金の収入につきましては、令和6年度対応となることから、今回の補正では計上をしておりません。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費から項3介護納付金までは、財源の変更となっております。

款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費30万7,000円の増額でございます。こちらは、会計年度任用職員2名分の期末手当支給月の引上げ及び保険料率等の変更に伴う増額と、今年度より実施をしている特定健診未受診者対策用通知の郵送料の増額でございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金1,063万8,000円の増額でございます。こちらは、令和4年度保険給付費等交付金の返還額の確定に伴う増額でございます。

款6項1基金積立金、こちら、預金利子の確定に伴い2万円を減額するものでございます。

款7項1予備費につきましては、1,140万7,000円の減額でございます。
歳出合計4万9,000円の増額補正でございます。
説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第101号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第16 議案第101号 令和5年度御代田町介護保険事業
勘定特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の95ページをご覧ください。

議案第101号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第
2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町介護保険事業勘
定特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

令和5年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

97ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定
めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ928万8,000円を減
額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,077万7,000円とす
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

98ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金76万1,000円の増額でございます。こちらは、介護給付費の増加に伴い、国負担分を増額するものでございます。

項2国庫補助金39万3,000円の増額でございます。こちらは、介護保険システムの改修に伴い、国庫補助金を増額するものでございます。

款5項1支払基金交付金102万7,000円の増額でございます。こちらは、介護給付費の増額に伴い、支払基金負担分を増額するものでございます。

款6県支出金、項1県負担金47万5,000円の増額でございます。こちらは、介護給付費の増額に伴い、県負担分を増額するものでございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金145万6,000円の増額でございます。こちらは、介護給付費の増額に伴う町負担分とシステム改修等に伴う増額及び地域包括支援係の人件費の増額に対しまして、一般会計から繰入れをするものでございます。

項2基金繰入金1,340万円の減額でございます。こちらは、第8期計画期間の3年間で、基金を4,000万円繰り入れる計画となっており、最終年度の本年度は、1,340万円の基金繰入れを行う予定でございましたが、コロナ禍等の影響もあり、介護給付費が見込みを下回ったため、基金を取り崩さなくても運営が可能となったことから減額をするものでございます。

歳入合計928万8,000円の減額補正でございます。

続いて、99ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1項1総務費80万4,000円の増額でございます。こちらは、介護報酬改定に伴うシステム改修費用と、会計年度任用職員の手当の増額によるものでございます。

款2項1保険給付費380万8,000円の増額でございます。こちらは、介護予防サービス給付費及び高額介護サービス費について、利用者が増加したことに伴う増額でございます。

款3地域支援事業費、項1包括的支援事業・任意事業費57万円の増額ござい

ます。こちらは、主に地域包括支援係の手当の増額によるものでございます。

款6項1予備費につきましては、1,447万円の減額となっております。

歳出合計928万8,000円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 議席番号4番の森泉謙夫です。

議案書の98ページにあります款8項2介護保険基金の繰入金、こちらの1,340万円の減額につきまして、詳細な説明を求めます。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

基金繰入金の減額につきましては、介護給付費の減少に伴い、御代田町介護保険基金の取崩しを中止するものでございます。第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度の介護給付費は、訪問介護、特定施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設で給付計画を上回る見込みではありますが、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護療養型医療施設などで給付計画を下回り、3年間の給付計画の総額32億2,432万4,000円に対しまして、30億5,506万8,000円となり、1億6,925万6,000円の差額が生じる見込みとなりました。介護給付費の減少により、介護保険料の必要額に3,892万8,000円の差額が生じるため、基金の取崩しが不要となりました。

基金及び介護保険料の差額分につきましては、介護保険事業の財源として第9期計画に繰り越し、保険料を設定してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉議員。

○4番（森泉謙夫君） 提案説明に、コロナの影響によりともありましたけども、町内をはじめとして近隣の職員さんからも、当町の介護予防事業への好評価を受けてきた経緯もでございます。小園町長の政策にもございます健康寿命の延伸に向けた事業の推進に期待を持ちまして、質疑を終わりといたします。

○議長（荻原謙一君） ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第17 議案第102号 令和5年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案(第2号)について――

○議長(荻原謙一君) 日程第17 議案第102号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第2号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長(浅川英樹君) それでは、議案書の107ページをご覧ください。

議案第102号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第2号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を、別冊のとおり提出する。

令和5年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

109ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,021万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億816万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

110ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

款1項1後期高齢者医療保険料1,014万5,000円の増額でございます。こちらは本算定に伴う増額でございます。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料7万円の増額でございます。こちら、収入見込みによる増額でございます。

歳入合計1,021万5,000円の増額補正でございます。

111ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2、項1後期高齢者医療広域連合納付金1,021万5,000円の増額でございます。こちらは、徴収した保険料等を広域連合へ納付するもので、保険料の増に伴う増額でございます。

歳出合計1,021万5,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第103号 令和5年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第18 議案第103号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書116ページをご覧ください。

議案第103号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出します。

令和5年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

続きまして、118ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ147万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,021万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

次の119ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款3繰入金、項1他会計繰入金は147万円の増額を願います。こちらは、令和4年度消費税の確定申告に伴う令和5年度に支払う予定の中間申告額の変更及び人事院勧告に伴う人件費の増額に伴う一般会計からの繰入金でございます。

歳入合計は147万円を増額し、総額9億1,021万2,000円となります。

続きまして、120ページをご覧ください。

歳出です。

款1土木費、項1都市計画費、補正額147万円の増額を願います。こちらは、処理場の改築工事に係る製造工場で製造される納品機器の立入検査が必要ということで、こちらへの出張旅費24万7,000円の増額。それから、先ほど説明しました消費税の確定申告に伴う令和5年度の中間申告の変更によりまして、218万4,000円の増額をお願いするほか、人事院勧告による職員の給料、手当の差額分90万円の増額をお願いしております。

また、事業完了に伴い、委託費、備品購入費において274万9,000円の減額をお願いしております。

増減をあわせまして、147万円の増額を願います。

款2公債費、項1公債費については、財源の変更で増減はございません。

歳出合計が147万円を増額し、総額9億1,021万2,000円となります。

次の121ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正、追加します。

事項におきましては、町単独管路施設工事です。こちらは、町道南浦4号支線の道路新設工事及び職員駐車場工事とあわせて公共下水道管路施設工事を施工するに当たり、令和5年度契約、令和6年度本工事とするため、令和5年度から令和6年度までの債務負担行為として実施いたします。限度額は2,700万円となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第19 議案第104号 令和5年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第3号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第19 議案第104号 令和5年度御代田町小沼水道事業会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書127ページをご覧ください。

議案第104号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）について

地方公営企業法第6条及び地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出します。

令和5年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

続きまして、129ページをご覧ください。

令和5年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第1条 令和5年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第51款水道事業費用、第1項営業費用としまして、106万円の増額は、人事院勧告に伴う職員手当及び法定福利費の増額をお願いするものでございます。

第2項営業外費用及び第4項予備費については増減ありません。

補正額106万円を増額し、総額は1億9,847万1,000円となります。

続きまして、(債務負担行為)

第2条 予算第8条に債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

まず、事項の検針業務委託事業でございますけれども、これまで御代田町管工事協会へ委託していましたが、協会員の高齢化や職人不足を理由に、検針業務から撤退するとの申出がございました。後を引き継いでいただける民間事業者が固まりましたので、令和5年度中に委託契約を締結し、検針業務の引き継ぎを行い、令和6年度から検針業務に当たっていただくため、令和6年度までの債務負担行為として業務委託するものでございます。

限度額は772万3,000円ということでございます。

続いて、南浦工区配水管布設工事です。

こちらは、公共下水道事業特別会計補正予算の債務負担行為と同様に、町道南浦4号支線道路新設工事及び職員駐車場工事にあわせて、上水道の配水管を新たに布設する工事でございます。

令和5年度から令和6年度までの債務負担行為として実施し、限度額は1,120万円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第20 発議第3号 現行の健康保険証の存続を求める

○議長（荻原謙一君） 日程第20 発議第3号 現行の健康保険証の存続を求める意見書案についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。

山本今朝和議員。

（1番 山本今朝和君 登壇）

○1番（山本今朝和君） それでは説明をいたします。

書類番号2をご覧ください。

現行の健康保険証の存続を求める意見書について、趣旨説明をいたします。

現在の予定では、2024年秋に紙の健康保険証が廃止されます。しかし、今までの中で数々の問題が発生し、紙の保険証の廃止に対し多くの国民が不信感を抱いています。そこで、種々の問題解決ができるまで、紙の保険証の存続を求める意見書案であります。

意見書案については、別紙のとおり掲載してあるので、ご参照ください。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより発議に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案及び発議に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第94号から議案第104号まで及び発議第3号については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 0時07分